

津市行政の 公正公平の確保に関する条例(案)

津市では公正公平な市政を運営していくため「津市行政の公正公平の確保に関する条例」を制定する準備を進めています。現在、条例案に関してパブリックコメントを実施していますので、皆さんからのご意見をお寄せください。

問い合わせ 内部統制室 ☎229-3206 📠229-3347

条例制定の経緯と目的

津市では、特定の自治会への不適切な事務執行などがあり、外部からの圧力に対し公正公平な行政を執行できる組織としての体制整備が不十分であったことが明らかになりました。二度とこのような不適切な事務執行が行われないように組織体制を強化

し、相当の覚悟をもって市民からの信頼回復に取り組みます。

新しい条例は、津市の健全な発展に資することを目的に、市行政が透明性の高い公正公平な市政運営を確保するために必要な事項を定めます。

令和 2 年

9月

- ▶津市議会から特定の自治会への不適切な事務執行について指摘

10月

- ▶津市自治会連合会から事実確認とその対応について要請
- ▶市長から市幹部職員に対し、問題の背景や経緯、実態について報告を指示

12月

- ▶「津市自治会問題に関する調査チーム」を設置
- ▶津市議会に「特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会」が設置される

令和 3 年

1月

- ▶弁護士による職員への聞き取りや関係資料の調査などを開始

2月

- ▶「中間報告書」が調査チームを通じて提出され、20項目の調査実施案件が示される

20項目の調査実施案件について、調査の進行状況に応じて順次、調査結果報告書が提出

5月

「最終報告書」が調査チームを通じて提出される

6月

- ▶津市役所内に市長直轄の部署として「内部統制室」を設置



各調査報告書

「津市行政の公正公平の確保に関する条例(案)」を公表